

愛川町政 70周年記念

ええ田やなあ
愛川70周年

JA県央愛川

あいちゃん



特別金利定期貯金

取扱
期間

令和7年6月2日(月) ▶ 令和7年12月30日(火)

スーパー定期

年0.70%

(税引後 年0.56%)

ご契約額

20万円以上
500万円以下

新規資金での預入に限らせて
いただきます

※当JAから出金された資金は対象になりません。

新規組合員加入特典

組合員以外の方は組合員にご加入いただく
ことで現在預入れの資金も対象となります。

期

間

6ヶ月(自動継続)

ご利用
いただける方

当JA組合員の方(ご家族含む)

※新規にご加入いただける方も対象となります。

※自動継続後は、原則として「スーパー定期貯金(6ヶ月もの)」の自動継続時の店頭表示利率を
当該満期日まで適用いたします。

※金利情勢に変化があった場合、金利の見直し、またはお取扱いを中止にすることがあります。



©よりぞう

JA 県央愛川

本 所 TEL(046)286-2111(代)

信用共済部 TEL(046)281-7077

中津支所 TEL(046)285-0002

高峰支所 TEL(046)281-1310

半原支所 TEL(046)281-0193

【商品概要】

★取扱期間★

令和7年6月2日(月)～令和7年12月30日(火)

商 品 名	●愛川町政70周年記念J A県央愛川特別金利定期貯金
ご利用いただける方	●当J A組合員の方（家族含む）※個人に限る ※新規にご加入いただける方も対象となります。 ●新規に預入いただいた資金限定 ●新規組合員加入特典 ※組合員以外の方は組合員にご加入いただくことで現在預入れの資金も対象となります。
期 間	●6か月の定型方式 ●自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとします。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	●一括預入 ●20万円以上500万円以内 ●1円単位
払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	●預入時の約定利率（0.7%）を満期日まで適用します。 ●自動継続後、原則として「スーパー定期貯金〈単利型〉」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払します。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ●20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の源泉分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ●金利については窓口でお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ●マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ●通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・解約日における普通貯金利率
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支所または総務部リスク管理課（電話：046-286-2111）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A総務部リスク管理課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

※詳しくは窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

J A県央愛川